

令和4年度第1回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和4年4月12日（火）13：15～13：28
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 <教育委員会>
長田教育長
正司委員 梶木委員 今井委員 山下委員 本田委員
<事務局>
高田事務局長兼教育次長 芝田教育次長 工藤総務部長 竹森学校支援部長
羽田野学校計画担当部長 山根学校教育部長 田尾教科指導担当部長
河野児童生徒担当部長 山下総合教育センター所長
濱田地区統括官 松本地区統括官
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 0名（一般0名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

本日は議案3件、協議事項4件、報告事項が1件です。

まず、非公開事項についてお諮りをいたします。

このうち、教第3号議案につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第2号の規定により、職員の人事に関する事。教第2号議案につきましては、同項第4号により、社会教育委員及び法律または条例に基づき設置する附属機関の委員の委嘱及び解嘱並びに任免に関する事。協議事項2、協議事項3、協議事項4、報告事項1につきましては、同項第6号の規定により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに、それぞれ該当すると思われますので、非公開としてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（賛同）

（長田教育長）

ありがとうございます。それでは、以上申し上げました議案等につきましては、非公開といたします。

教第1号議案 令和5年度使用教科用図書の採択要領を定める件について

(長田教育長)

それではまず、教第1号議案から参ります。第1号議案には、令和5年度使用教科用図書の採択要領を定める件についてです。

それでは、説明をお願いします。

(河野高校教育担当課長)

失礼いたします。令和5年度使用の教科用図書の採択要領を定める件についてお諮りいたします。

1 ページを御覧ください。1の概要にありますとおり、教科用図書の採択に関しては、法律に基づき採択権限を有する教育委員会が採択を行っています。今後、採択事務を進める上では、必要となる採択要領についてお諮りをする次第です。教科用図書は一般的には教科書というふうに呼ばれて、文科省においても法律等で正式な表現が求められるところ以外については、教科書と表現していることから、以降については同様に教科書というふうに表示をさせていただきます。

2 ページから6 ページにかけて、採択要領を示させていただいております。

2 ページを御覧ください。1の基本方針にありますとおり、各校種の教育課程の編成の手引きに従って、適正かつ公正に教科書を選定いたします。

2の採択までの手続ですが、小学校は令和元年度に採択をし、令和2年度より使用している教科書を継続して使用します。中学校についても令和2年度に採択し、令和3年度より使用している教科書を継続します。ただし、特別支援学級等で使用する新規の一般図書につきましては、障害のある児童・生徒の実態に応じて最も適切な教科書を選定するために、毎年採択をしています。高等学校においても、校長を委員長とする教科書選定委員会を設け、毎年自校の教育課程に則した教科書を選定するため、毎年採択をしています。

3についてですが、教科書採択の公正確保のため、「教科書調査委員会」それから、「教科用図書選定委員会」の名簿と教育委員会会議の会議録につきましては、採択終了まで非公開とし、開かれた採択を推進する趣旨から、採択後に公開をさせていただきます。

4については、法令の定めるところにより、図書館等を利用し、教科書の展示を行います。

9 ページに展示場所の一覧を掲載しております。

このほか3から4ページにかけて一般図書の採択の流れと日程。それから、5ページから6ページにかけて一般図書の採択の流れと日程を掲載させていただいております。

7ページから8ページにかけては、教科書採択における公正確保の周知徹底のため、学校に対しては4月1日付で通知した文書でございます。

御説明は以上となっております。御審議よろしくお願いたします。

(長田教育長)

この件について、御質問、御意見はございませんか。
今井委員、どうぞ。

(今井委員)

御説明ありがとうございます。従来の教科書からデジタル教科書に、今先生は一部お使いになってると思うのですが、児童生徒用のデジタル教科書っていうのが、また移行する時期っていうのが出てくるかと思うのですが、この採択との関係ではどうなっていくのか、その調査研究のときとかも、実際の教科書とか法定展示とかも、どんなふうになってくるのか、私たちが見せていただく分ですね。どうなってくるのか。まだはっきりしない部分もあるかとは思いますが、もし今分かってる範囲で何か教えていただけることがあれば、教えていただけたらと思います。

(長田教育長)

田尾部長。

(田尾教科指導担当部長)

ただいまのデジタル教科書につきましては、実証授業中ということですので、今年度、そちら教師用のデジタル教科書は全ての教科で小中学校に導入しておりますけれども、あと、学習用のデジタル教科書につきましては、外国語、英語につきましては小中に全校導入されており、それから、ほかの教科につきましては、各エリアで指定された教科がございまして、それを小中学校で1教科ないし2教科、実証授業として使っていく。それで、何か学校からの意見を集約して、文科省で改訂をされていくという流れでございます。

(長田教育長)

まだ学習用児童生徒用のデジタル教科書は、課題の洗い出しのために全国の自治体で、いわゆる実証実験中で、それを集めて文科省が学習用のデジタル教科書をどうするか、全くそこは決まってないので、決まってませんよね。紙の教科書とデジタル教科書を両立するのか、あるいは、デジタルでいくのかとか。

(田尾教科指導担当部長)

どうするかというようなことは、まだ、はい。検討中です。

(長田教育長)

ですから、そういうことですね。国のほうで、まだ検討段階なので、教科書採択のやり方も、当然まだ全くの白紙だということですね。

(梶木委員)

すみません。法定展示の期間の話なんですけれども、コロナがまだ少しずつ増えていって、例えばもう一度まん防とかが出るといようなことになったときに、今回この法定展示、何かこう状況変わったときに、違う手段を考えてられるのか、今はまだ考えておられないのか、ありましたら教えてください。

(河野高校教育担当課長)

現時点では、いわゆる図書館等が閉まるということになってしまうと、それは見る機会が奪われるっていう形になりますので、別な何かの形でアナウンスすることで、別の場所を準備するということについては、今後検討していく必要があるのかなというふうには思っています。ただ現時点では、期間的などころでは、どうしてもエンドが決まっているので、前後にずらすというのが難しいので、場所を変更するということが現時点では難しいというふうに考えております。

(梶木委員)

ありがとうございます。これも同じくオンラインで見れるとか、そんなことを国が考えてくれるといいのかなと思ったりもするんですけれども、教科書の展示に関しては、全国同じですね。内容については、何かこう、これはここで言うことではないのかもしれないですけども、どこからでもアクセスできるようになれば、より多くの人が見てくださるようになるんじゃないかなと思って、その考えるところですけども、今回については、まだそこまでということですね。はい、ありがとうございます。

(長田教育長)

どうぞ、正司委員。

(正司委員)

形式面の質問で恐縮です。方向性や採択要領の中身については賛成です。採択要領というのが3ページにあって、4ページ以下に図とか日程が入ってるのですが、採択要領そのものは、この1枚だけを指すのか、下の図なのかも含めて採択要領という形になってるのか、そのあたりははっきりさせていただきたいと思います。

(河野高校教育担当課長)

採択要領は6ページまでが採択要領の取扱いというふうになっておりますので、図についてはそれに含まれる、スケジュールについても含まれるという形になっております。

(長田教育長)

よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、教第1号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

協議事項1 学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

(長田教育長)

では続きまして、協議事項1に参ります。学校園における新型コロナウイルス感染症対策等についてです。

まず今から説明をしていただきますが、今後の方針に係る内容につきましては、後ほど非公開の場で議論をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

では、今後の方針以外の関係について、説明の後に、また御意見をいただきたいと思えます。

それでは、説明をお願いします。

(美藤学校保健担当課長)

失礼します。神戸市立学校園における感染確認状況につきまして、学校園における感染者の推移という形で、今回から令和3年の4月からになりますが、月ごとの推移を表記させていただきますので、御確認ください。

以上です。

(長田教育長)

説明は以上ですか。

(美藤学校保健担当課長)

はい。

(長田教育長)

それでは、この件について、御質問、御意見ございませんか。
どうぞ、山下委員。

(山下委員)

相変わらずその重篤になるというような例については報告がないという理解でよろしかったですか。

(美藤学校保健担当課長)

はい。

(山下委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

どうぞ。

(梶木委員)

4月7日までのデータということですが、学校園はまだまだ春休みだった時期かなと思うんですけど、これは学校に届出があった者のみという理解でよろしいでしょうか。

(美藤学校保健担当課長)

はい。春休みになりましても、保護者の方から学校にこの連絡がありまして、それを学校から委員会が受けたという形で、この受入れがあった者というふうに考えております。

(梶木委員)

ということは、こう暗数というのが含まれる感じですか。ほぼほぼこれで正しいと思っていますのでいいのでしょうか。

(美藤学校保健担当課長)

今までも夏休みであったり冬休み等も、保護者からの連絡は適時、学期期間中も保護者の方からはいただいておりますので、同じ感じで保護者からは連絡はいただいているのではないかなと考えております。

(長田教育長)

ほかにございますか。よろしいですか。

では特にないようですので、そのほか、ほかの項目でも結構ですが、何か御意見等ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。またお気づきの点がありましたら、後ほど事務局まで御連絡をいただきたいと思います。

それでは、本日の公開案件は終了をいたしました。

閉会 午後 1 時 28 分